

## 参 考 文 献

- エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」一九四五  
 横山源之助「日本の下層社会」一八九九  
 ロウントリー「最低生活研究」一九〇一  
 西山卯三「日本の住宅問題」一九五二  
 東京社会科学研究所編「日本の住宅問題」一九五三  
 森喜一「都市の貧困」一九五八  
 柴田徳衛「東京」一九五九  
 島崎稔・北川隆吉編「現代日本の都市社会」一九六二  
 東京大学公開講座「日本の都市問題」一九六三  
 伊東光晴他「住みよい日本」一九六四  
 岩井弘融他編「都市問題講座」一九六四  
 小森武「都市づくり」一九六五

△藤岡謙二郎編「現代都市の諸問題」（昭和41年、地人書房）所収の

第三章「社会問題」を改題して転載）▽

## IV 極貧層の堆積とその背景

「むすび」にかえて

河上肇の「貧乏物語」（大正五年）は、次の一句で始まっている。

「驚くべきは現時の文明国に於ける多数人の貧乏である。」

この言葉は、当時、「大戦景気」に浮かれていた世間の人たちに、冷水を浴びせた。だが、今日でもやはり、それは、真実をついている。

**堆積する被保護世帯** 現代日本の極貧層は、まず、生活保護を受けている人たちとして、とらえることができる。こうした被保護実人員は、ざっと一七〇万人近く、六五万世帯に及んでいるが、好況時にもいっこうに減りはせず、保護率（人口千人当り）は、「天下泰平」時代といわれた昭和三五～八年の間に、むしろ漸増さえした。ところが、高度成長の「ひずみ」としての不況が深刻化した昭和三九年には、被保護実人員が約七万人減少した。これは、政府筋の見解によれば、保護制度の充実によって「自立助長」の効果が高められたからだときれよう

が、他方では、失業対策事業や社会保険制度の一連の改悪の動きに符合した一種の「ケチケチ運動」的な「しめつけ」強化によるのだという批判も、なされている。だが、いずれにせよ、年次ごとに多少の変動はあるにしても、巨視的に見れば、つねにぼう大な被保護層が、最底辺に沈でんしたままであることは、事実なのである。

**最底辺への転落の契機** では、いったい、こうした極貧層は、どのようにして形成されるのだろうか。まず、厚生省が毎年行なっている保護の「開始理由」別構成比率の調査によると（昭和三八年）、(1)「傷病」がもっとも多くて五一・四%を占め、(2)「働きによる収入の減」（一四%）、(3)「世帯主の死亡等」（五・二%）、(4)「年金・仕送り等の減」（三・三%）、(5)「その他」（二三・八%）となっている。これを一見したかぎりでは、社会的要因のウエイトがそれほど大きくないように、思われるかもしれない。しかし、じっさいには、それほど単純な問題ではないのである。

たとえば、厚生省の別の調査（生活保護開始原因調査、昭和三六年）によると、明らかに「社会的要因」とされているもののうちいちばん重要な「失業または定年」だけで、六・五%を占め、とくに一級地では、一五・四%にもおよんでいる。また、地域別保護率を見ると、もっとも注目すべき顕著な事実の一つは、産炭地域において炭鉱離職者が沈でん・堆積したために、福岡県とくに北九州市がおどろくべき高率を示し、全国最高となっていることである。またさらに、地域別保護率をやや立ち入って見ると、もう一つの重要な事実がわかる。それは、大都市——とくに名古屋・横浜・大阪は低く、神戸・東京・京都も平均以下であるのに対して、経済的に劣位な農業県においては高率であり、特殊事情の福岡県（一位）は別として、と

くに高知・鹿児島・長崎・熊本・青森・鳥根・愛媛・宮崎・佐賀・秋田・岩手・徳島・北海道・鳥取などの諸県が、上位を占めているということである。

つまり、都市地域では、社会的要因とくに失業が大きなウエイトを占め、農村地域では、失業という形はとらないが、伝統的な貧困のうちになお沈んでおり、とりわけ、独占資本本位の政策によってもたらされた今日の荒廃のなかで、高中卒就職者と中年層の「出稼ぎ」の群れが離村したあとに、高令層を中心とした多くの極貧世帯が取り残されているのである。都市においても、農村においても、極貧層を再生産する基盤は、つねに、社会的に用意されているのである。

**貧困と傷病** さきにふれたように、保護開始理由のうち「傷病」がいちばん多いという事実をもとにして、もしも、皮相な解釈を加えるなら、極貧層を生み出すものは必ずしも社会的な要因ではないという結論が、引き出されそうにみえる。しかし、それは、あまりにも単純で一面的な考え方であり、誤まった見解である。というのは、一人が怪我をしたり病気をすれば、たちまち奈落の底に落ちこまねばならないような世帯がたくさんあるという事実こそ、なにより重要ですだからである。つまり、貧困による生活破壊と生活不安があり、それに対する抵抗としてのさまざまな無理が積み重なっているところへ、怪我や病気がおそいかかる。いつてみれば、貧困が「素因」とすれば、傷病は「誘因」であり、極貧層への転落の原因というよりは、むしろ契機（キッカケ）にすぎないのである。

しかも、傷病そのものが、社会的要因によって規定されつつ生じる場合も、決して少くない。たとえば、被害者があわせて年間百万人におよぶ労働災害・交通事故・産業公害などは、

まったく社会的な原因だし、それ以外にも、眼にははっきりと見えない形で、社会は傷病をくり出し出している。とりわけ貧困は、昔から「貧乏病」といわれてきた結核以外にも、さまざまな傷病を準備する。それは、生活資料の欠乏を通じて、また収入の補てんのための超過勤務や過労のために、栄養と休養を不足させ、「生活の再生産」をさまたげ、健康を着実にそこなつて、疾病への抵抗力を弱め、病理学でいう「内因」の一つを準備する。そして、いったん罹病した場合、十分な治療に必要な経済的・時間的な余裕を許さないために、なおるべきものもおらなくしてしまう。医療保険にしても、底辺に近づくほど、給付の内容も不利だし、また多くの未加入者がいることも、周知の事実である。

こうした貧困と傷病の関係は、たとえば、厚生省の国民健康調査によっても明らかである。それによると、世帯類型からいえば被保護世帯、世帯業態からいえば「不就業世帯」・「日雇世帯」・「その他の就業世帯(内職者・零細自営業者など)」などにおいては、有病率がきわめて高いし、傷病にかかりながら治療しない率も高く、調査期間(一ヶ月)の前後にわたって継続する傷病の比率も他に比べて異常に高い。要するに、貧困者においては、傷病が治ゆしにくく、永びくことを意味している。このことからわかるように、貧困者は、もともと病気になるやすい条件をそなえており、しかも、生活の基盤が脆弱なために、ほんの少しの打撃(この場合は傷病)でも、たちまち生活不安・生活破壊に見舞われやすいし、また、いったん罹病すればなおりにくいのである。

**底辺の諸階層** このように、貧困によって健康をむしろ生まれ、世帯の一員が傷病にかかったとたんに、生活保護の基準線の下に転げ落ちるといふ層は、被保護階層の周囲を、厚く取り巻いている。こうした人準保護階層Vともいうべき人たちは、いわば「板子一枚」に全家族の生活を托して、不安な毎日をやっと生きている人たちは、保護基準の線上スレスレにあるという意味で、「ボーダーライン層」と呼ばれている。このボーダーライン層は、保護を受けたいと思っても「資格」を欠くわけだが、被保護階層との間には部分的な循環がおこなわれており、両者を一括して「貧困階層」といわれることが多い。

では、このような貧困階層を構成するのは、具体的には、いったいどのような人たちだろうか。その点では、まず、被保護世帯の「労働力類型」が手がかりになる。昭和三九年についてみれば、保護を受けている世帯のうち、世帯主が働いているのは、三六・二%にすぎないが、これは、保護開始理由のなかで「傷病」や「死亡」・「離別」・「老衰」などが大きなウエイトを占めていることから、むしろ当然ともいえるし、高令世帯(二四%)と母子世帯(一四・五%)が、あわせて約四割をも占めて、一般世帯の場合の約十倍にもなっているということと無関係ではない。ところで、稼働世帯の内訳をみると、一位は「日雇」(三六・四%)で、「常用」(一五・八%)、「内職」(一二・七%)となっている。もちろん、ここで「常用」といわれているものほとんどは、中小零細企業に働く未組織・無権利の労働者であり、「その他」(三五・一%)の多くは、零細農民をふくむ名目上の「自営」と推測される。つまり、これらはいずれも本質的に不安定就業であり、半失業者であつて、世帯がなにかの打撃を受けた場合はなおさらのこと、働いてはいてもそれだけでは生活が維持できず、保護を受けなければいけないのである。また、生活保護を受けているような最低辺の人たちが就きうる仕事としては、このように、すべての条件が劣悪で、社会保険の適用という面でも不利なものしかない

——といえよう。だから、かりに傷病が治ゆしたとしても、被保護層から、脱出することができない場合も、少くないのである。じつさい、保護開始理由では「傷病」が五〇%を占めているのに、保護廃止理由では、「傷病の治ゆ」が二四・四%しかないということは、厚生白書も注目せざるえないところである。

**氷山の一角** ここで重要なのは、極貧層としての生活保護世帯の主要な稼働類型——日雇労働者・中小零細企業常用労働者・家内労働者、零細自営業者——が、そのまま、ボーダーライン層の主な構成要素でもあるということである。もちろん、これらのそれぞれが占めるウエイトは、被保護層とボーダーライン層とで異なっており、たとえば、前者で一位を占める日雇労働者は、後者では、就業人口中の比率が大きい零細自営業主（とくに農民）や中小零細企業常用労働者よりも、量的には少い。しかし、いずれにせよ、こうした諸階層こそ、現代日本の貧困のもっとも主要な担い手（トレーガー）として、極貧層＝被保護層とボーダーライン層をつなぐものなのである。問題は、まさしく、こうした本質的に不安定で半失業者的な階層が存在し、しかも、それがきわめて広汎、ぼう大である——ということにある。僻地の寒村や都市の「スラム」や、「未解放部落」は、その集中地域にはかならない。だから、実は、生活保護世帯の問題は、氷山の一角としてのみ意義をもつわけであり、極貧層を取り巻く厚いボーダーライン層の問題であり、慢性的貧困の淵に沈んでん・堆積せざるをえない諸階層の問題である。つまり、そうした貧困階層をピラミッドの底辺に組み入れ、押しつぶしつつ、再生産し利用するメカニズムそのものこそ、貧困の「元兇」であり、糾弾されるべきものである。

極貧層を生み出すメカニズムは、このように、すべての労働者を搾取し、低賃金にしばりつけ、労働災害にあわせ、組合を分裂させ、解雇し失業させるメカニズムと同じであり、また、中小零細業者を金融難と過当競争に悩ませ、苛酷な下請制度に組み込ませ、倒産させ、農村を荒廃させ、農民を出稼ぎに追いやり、また都市に公害をもたらすメカニズムにはかならない。「貧困階層」とふつう呼ばれているものは労働者、中小零細業者・農民などと別個に存在するわけではない。ただそれらの底層部分というにすぎず、程度の相違があるだけのことである。じつさい、日本の貧困は、いわゆる「貧困階層」だけのものではなく、勤労大衆の全体を掩い包んでいる。労働者も中小零細業者も農民も、その形態こそ異なれ、慢性的・日常的に、生活不安と生活破壊によっておびやかされていることは、本書の各章によって明らかにされているし、さまざまな統計的指標をあげつらうまでもない。

**「新しい貧乏」** ここでは、紙数の都合もあって、ホワイトカラー労働者に典型的にみられるといわれる「新しい貧乏」については、くわしく述べられないが、彼らとて、貧困の担い手である点では同じことである。独占資本主義の段階では、大量生産と生産過剰を背景として、マスメディアを通じての広告作戦によって、不要な商品に対する「消費性向」さえ、無理矢理に高めさせられ、いわば人強いられた消費√をさせられる。それは、虚栄心によって支えられた「デモンストレーション（みせびらかし）効果」をねらう意図的なPRキャンペーンによって、たえず刺戟される。

大企業のサラリーマンが、流行の服を着て、ステレオを買い込み、カーを乗りまわすとしても、多くは「掛け買い」・「月賦」という名の負債に頼っており、消費経済学的に云えば、一種の赤字を出してのことである。また、彼らが、シャレた「ハウス」を建てたとしても親のス

ネをかじるか退職金を前借りしてのことであり、それとも、妻に内職をさせ、食べ物をケチリ、爪に火をともし貯めたか、あるいは、ギャンブルか犯罪によってのみ、可能となったのである。彼が高級ナイトクラブに遊んで、一夜に何万円もつかうとすれば、それは「社用族」として、取引先から接待されたか、それとも、役人が銀行の連中の「おショーパン」にあずかったからにちがいない。彼が上役にへつらって出世したがるのも、貯金をし、生命保険に入るのも、出来のわるい俵に「教育投資」をするのも、すべては生活が不安だからである。貧乏だからである。ただ、彼の場合は、最低辺の貧困—「原始的窮乏」とはちがって、高いエンゲル係数に反映するよりは、むしろ、住居費・交通費・教育費・被服費・交際費・娯楽費（ウサバラシやツキアイによるものが多い）が家計を圧迫し、税金・保険料などが比較的大きなウェイトを占めるということなのである。

**抑えられる保護基準** だから、「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保障するという「日本国憲法に規定する理念」にもとづいて「生活に困窮」する「すべての国民」に「必要な保護」を与えるという生活保護法の目的を、字義通りに解すれば、国民の大半が保護の対象となりかねない。それは、もちろん誇張にすぎないが、生活保護基準を大幅に引き上げられない最大の理由は、文字通り「困窮」しているボーダーライン層があまりにも厚すぎ、それをも保護するにはあまりにも費用がかかるという点にあることは、広く知られている。つまり、かんじんなのは、保護基準が、「健康で文化的」な生活に必要な費用を基礎にして算定される前に、「予算の枠」という政治的な条件によって、根本的に規定され、「事実上は大蔵省によって決定される」とまでいわれているということである。「なにがほんとうに必要なか」よりも「どこまでに抑えるべきか」が、なによりまず問題とされるのである。

だから、このようにして決定される保護基準は、保護を必要とする者のすべてを包み込むようには、そもそも出来ていない。たとえ、形式的には、栄養量や物価が考慮され、エンゲル係数などを基礎にして、もっともらしい厳密な生活扶助基準や基準飲食費が算定されるとしても、そもそも「必要最低量」の設定の際に、「できるだけ少く」という政策的な要素が入り込んでいる。してみれば、出てくるのは、実は、「最低生存費」ともいうべきものでしかなく、なんとか肉体を維持することはできても、およそ、社会的存在として「健康で文化的」に生活することを可能にするようなものではなく、ありえないのである。だからこそ、序章の冒頭でふれた「朝日訴訟」—「人間裁判」が起きたのである。発端は、入院患者に対する生活扶助の基準では、日用品費が月にわずか六百日で、たとえばパンツは年に一枚、チリ紙は月に一束といった計算にもとづいており、しかも、とくに結核患者などに必要な栄養補食費も認められない——というところであった。もっとも、これは昭和三十一年のことであり、その後毎年の改訂を経てはいるが、物価上昇のテンポを追い越すようなものではない。たとえば、昭和四一年四月の改訂によれば、住宅・教育などの扶助を別とした「生活扶助」基準は、標準四人世帯（夫三五才、妻三〇才、長男九才、長女四才）の場合、物価のいちばん高い一級地でさえ、月にわずか二万六六二円にすぎない。

厚生白書（昭和三九年版）も認めているように、「被保護世帯の生活水準は一般世帯のそれに比べて五〇%以下に停滞している現状」であり、たとえば東京都の場合、勤労者世帯の四四・三%（昭和三八年）にすぎない。しかし、もともとそういう線で、扶助基準が定められている

という方が、いっそう適切であろう。食費は、全国平均で一日一人あたり九十円といわれ、かねてから、「野犬狩りで捕えられた犬の飼養管理費なみ」などと、悪口を云われてきたほどなのである。

しかし、およそ「健康で文化的」な生活からほど遠いこうした内容の「保護」でさえ、それに伴なう「収入認定」は、きわめてきびしく、それも、扶養義務者や世帯を同じくする者の援助の不足を補うという意味での「保護」にすぎない。つまり、社会が生み出した矛盾のシワ寄せを、親族や世帯に転嫁して、「ともだおれ」か、不自然な「世帯分離」を強いるのである。こうした方針のもとで、ケースワーカーたちは、職制の監視を受け、被保護者（クライアント）に対するきびしい態度を要求される。家具・什器の一つ一つや、臨時の現物収入、火事の見舞金や香典にいたるまで、きびしく冷やかな眼を光らすように、「指導」される。そこに、良心的・民主的なワーカーの悩みがあり、また憤りや抵抗も生まれるが、「しめつけ」はきびしくなりつつあり、行政に批判的な者は、たとえ社会保障の専門的教育を受けていても、生活保護の第一線から「飛ばされる」という例がふえている。こういう背景のもとで、八尾市の事件——夫の遺品の小型電気冷蔵庫を売るようにいわれた母子保護世帯の親子中心というショックな悲劇は、起きたのである。

**貧困を克服する道** こうした非人間的な「社会保障」の実態に対する批判がおこなわれると、政府はきまって「予算がない」と云い、「日本経済の底の浅さ」を口実にする。もちろん、それは、ゴマカシにすぎない。支配層は、社会保障などは「無駄な費用」であり、公的扶助の充実は「墮民の養成」につながると考えており、せいぜい、国民大衆の不満をやわらげ、「治

安」を維持するための手段として、あるいは、労働者階級を中心とする民主的勢力に対する妥協として、多少の費用をやむをえず投じているにすぎない。だから、一七〇万人近い人たちのための生活保護費としては、「防衛関係費」の三分の一が組まれているにすぎないのであり、「公共投資」で高速道路はつくられても、生活環境施設の充実が怠られ、「人ごろし」の武器たるジェット戦闘機たった一台を、さもありがたげにアメリカから買い入れるために、約六千人分以上の年間生活保護費にあたる五億円もの巨費が投じられるのである。その費用を負担しているのは、いうまでもなく、低い賃金のなから高い税金、高い社会保険料、高い公共料金を払わされている国民大衆にはかならない。しかも、戦争にでもなれば、自らの意志に反して費用を負担させられた「人ごろし」の武器を持って、まっさきに死地におもむかされるのも国民大衆なのである。彼らを搾取し、収奪して富を築いた者の財産を守ったり、ふやすために、税金その他の形で、いわば「追加的搾取」を受け、武器を作らされ、ついには生命をも奪われかねない。まさにそのようにして、いま、アメリカの若者たちは、殺し、殺されており、「死の商人」たちのイケネエにされているのである。そこに、自己疎外の極限がある。

だから、貧困とたたかい、生活を守り、社会保障の拡充を要求する運動が、同時に、再軍備をやめさせ、新しい「軍国主義」化と「アメリカ帝国主義」への従属を拒み、平和を守る運動と、結びつかざるをえない。しかし、貧困とたたかいは、明らかに、単なる社会保障闘争や平和運動以上のものでなければならぬ。いうまでもなく、たえず貧困を生産し、貧困階層の存在を利用しつつ低賃金を維持し、さらに貧困を再生産する——という搾取と収奪の体系そのものが、問題だからである。十人の大富豪が、ざっと四万人分の生活保護費にあたる約三十億

円の申告所得を持つという矛盾、山間の僻地では、弁当も持たずに学校に来る子供さえ居りながら、五千億円を上まわる会社交際費が高級バーを繁栄させるといふ矛盾、勤労大衆の血税が兵器の購入や、大独占体への「財政投融资」にまわされるといふ矛盾——△搾取と収奪の体系△は、また△矛盾の体系△でもある。

しかし、こうした矛盾の体系は、歴史の法則にしたがって、やがてそれ自身が自己矛盾におちいらざるをえず、したがってまた、克服されずにはすまないものである。貧困との全面的・徹底的なたたかいは、こうした歴史発展の法則に沿った体制変革のたたかいとならざるをえない。というのも、権力が真に人民の手に帰し、生産の社会化と生産手段の私的所有というもつとも根本的な矛盾が克服されるときこそ、はじめて、貧困の克服と、日本の大衆の幸せへの展望が、切りひらかれるからである。

① 「部落」と「スラム」、貧困と差別の關係の理論的な整理については「部落とスラム——貧困と差別の社会学」の項を参照。

② ここでは、紙数の制約上、家計の分析、貧困の諸理論、貧困の形態やその人間論的意味などについては、くわしく論ずることができなかった。

△馬原鉄男・小関三平・真田是・仲村祥一編

講座「現代日本の社会問題」(昭和41年・汐文社)

第2巻終章を転載△

## 一補入——録